

2026年6月1日より、入院時の 食事にかかる患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、
厚生労働省の規定に基づき、入院時の食事にかかる
患者負担額が以下の通りに変更になります。

高額療養費制度(区分)		1食あたりの負担額 令和8年5月31日まで	1食あたりの負担額 令和8年6月1日以降
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	510円	550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降：190円)	270円 (91日目以降：220円)
	低所得者Ⅰ	110円	130円

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって
管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人 小西第一病院